

和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項について審議するため、和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項のほか、マイナンバーカードの普及促進に関することについて審議する。

(組織)

第 3 条 推進本部は、市長、副市長、教育長、部長、危機管理監、教育部長、監査委員事務局長、議会事務局長、審議監及び会計管理者を本部員として組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 推進本部の庶務は、企画部政策課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、推進本部の本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。